

昭和村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
昭和村教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	3
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的とし、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条及び、文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

昭和村教育振興基本計画（令和8年3月策定）において、基本目標に掲げる「生きる力を育む教育と、生涯を通じ心地よく学ぶむら」を実現するには、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教育職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の精選と効率化を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

教育職員の働き方改革の推進により、児童生徒と向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間確保など、教育職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の変革」を行い、教育職員が主体的に研鑽を重ね、やりがいと達成感をもって健康に働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、昭和村の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長が実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 昭和村の現状

昭和村では、教職員の時間外勤務時間を月45時間以内かつ年360時間以内の目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保に向け、村独自に雇用した教員および事務職員の配置やスクール・サポート・スタッフの積極的な活用などの取組を実施した。

こうした取組の結果、昭和村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	月21時間	12.5%	0%
中学校	月22時間	14.3%	0%

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を25時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする

イ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

昭和村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・交通安全協会、保護者・地域住民などによる通学路における交通安全、防犯面での見守り活動を推進する。

(イ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

(ウ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・教育委員会において、学校を経由せず直接苦情等に対応する相談窓口の設置を検討するとともに、首長部局とも連携して学校が法的観点からの助言を受けられるよう、弁護士等の専門家の活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

(イ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員が中心となっていく。

(ウ) 校舎の開錠・施錠

- ・職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

(エ) 部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備、学習評価や成績処理

- ・村独自に教員・事務職員を配置し、授業支援および事務負担軽減を行う。
- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置する。
- ・ICT支援員を配置し、ICT機器を活用した授業における授業支援を行う。

(イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・教育委員会として、児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- イ 就業時間から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、村ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務システムの出退勤管理で把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・助言を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学

校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた議論を深め、実効性を伴う取組を着実に実施する。

- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。